

新 城 市 議 会

総 務 消 防 委 員 会

平成25年3月14日（木曜日）

総務消防委員会

日時 平成25年3月14日（木曜日） 午前9時00分開会
場所 委員会室

本日の委員会に付した事件

1 総合政策部、総務部、企画部、消防本部

第2号議案	「質疑・討論・採決」
第3号議案	「質疑・討論・採決」
第4号議案	「質疑・討論・採決」
第5号議案	「質疑・討論・採決」
第6号議案	「質疑・討論・採決」
第7号議案	「質疑・討論・採決」
第8号議案	「質疑・討論・採決」
第64号議案～第72号議案	「質疑・討論・採決」
第77号議案	「質疑・討論・採決」
第80号議案	「質疑・討論・採決」

出席委員（5名）

委員長	中西宏彰	副委員長	鈴木達雄
委員	丸山隆弘	滝川健司	菊地勝昭
議長	夏目勝吾		

欠席委員 なし

説明のため出席した者

総合政策部、総務部、企画部、消防本部の係長職以上の職員

事務局出席者

議会事務局長 滝下一美 議事調査課長 村田道博 書記 伊藤千加

開 会 午前9時00分

○中西宏彰委員長 ただいまから総務消防委員会を開会します。

本日は、13日の本会議において本委員会に付託されました第2号議案から第8号議案まで、第64号議案から第72号議案まで、第77号議案及び第80号議案の18議案について審査します。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

はじめに、第2号議案 新城市市民自治会議条例の制定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

鈴木副委員長。

○鈴木達雄副委員長 第4条でありますけれども、委員が10人ということで選ぶわけですが、学識経験者、それから各種団体、それから公募市民、どのような団体、どのような人を選ぶかというようなお考えがあったら、ちょっと伺いたいと思います。

○中西宏彰委員長 星野参事。

○星野隆彦総合政策部参事 まず、学識経験を有する者でございますけれども、まだ具体的な選定はいたしておりませんが、大学教授を1名と考えております。

続きまして、各種団体からの推薦を受けた者でございますけれども、地域自治会地域協議会から1名、また区長会から1名の2名からの推薦者ということで2名予定しております。

公募による市民は残り7名ということになります。この市民ですが、広報やホームページを通じまして募集をかけてまいりたいと考えております。

以上です。

○中西宏彰委員長 鈴木副委員長。

○鈴木達雄副委員長 公募市民なんですけれども、この市民の範囲というのは、基本条例に範囲を指定してあるような市民ですか。

○中西宏彰委員長 星野参事。

○星野隆彦総合政策部参事 市民につきましては、住民、通勤通学、後援活動等の団体ということで、条例に記述してあるものということになります。

ただ、通学者については、該当学校がなくなったということでございますけれども、通学者も入っております。

以上です。

○中西宏彰委員長 鈴木副委員長。

○鈴木達雄副委員長 あと、この委員会は、年何回会議を開いて、常時、自治基本条例の運用状況等を見ておられるような状況で運営していくのかどうか、その辺、ちょっと考えがあったら教えてください。

○中西宏彰委員長 星野参事。

○星野隆彦総合政策部参事 回数につきましては5回ほど予定しております。

運用状況を見られるかどうかというご質問でございますけれども、運用状況だけではなくて、普及に関すること、また市民まちづくり集会等への助言等の仕事も予定しております。そうしたことから、5回ということで開催させていただきたいと思っております。

○中西宏彰委員長 菊地委員。

○菊地勝昭委員 この自治会議の委員のことなんですが、この自治基本条例の24条はここにも書いてあります。それを見ますと、自治基本条例の実効性を確保するために、市民自治会議を設置するとなっていて、ちょっと具体的に、そこらあたりをどのようなことをお願いするのかという、もうちょっと具体的に説明を。市民会議で、市民まちづくり集会とかいうようなことが主になってくるのかなとは思いますが、そこら辺はどうでしょうか。

○中西宏彰委員長 星野参事。

○星野隆彦総合政策部参事 実効性の確保ということでございますけれども、この条例を制定しただけにはせずに、条例が適正に運用

され、その役割が十分に発揮されているということが重要になるかと思えます。

そういうことから、自治基本条例に基づきまして、まちづくりの三者が、それぞれの役割を担っていくための方法というものや課題について検討していただく、また市民にまだ周知されていないというご意見もいただいております。そういうことに関しまして、この自治会議で普及に関して検討していただき、もっと市民に普及するための方法というものも検討していただくというような形になるかと思えます。

○中西宏彰委員長 菊地委員。

○菊地勝昭委員 次に、先ほど私も聞こうかなと思っていたことは、鈴木委員さんが質問されたわけですが、10名の委員だということですが、学識経験者というのは市民とか住民以外の人からも選ぶということでしょうか。

○中西宏彰委員長 星野参事。

○星野隆彦総合政策部参事 まだ、誰をとこの具体的な案は持っておりませんが、そういうことも考えられると思えます。

○中西宏彰委員長 菊地委員。

○菊地勝昭委員 この10人の委員というのが、市民まちづくり集会和かにかなりかかわって、その方向性とかいうことにもかかわるんじゃないかと思うんですが、その人たちの考え方とか、こういうことを言っちゃあ、あれか、右寄りか、左寄りか、中立的なとか、そこら辺のあたりでもまちの将来に、方向性というものが変わるんじゃないかと思えますので、できたらある程度、見識が高くて、中立的な考えの人という人でやっていただきたいと思うが、そこら辺はどうでしょうか、委員の選定についてですが。

○中西宏彰委員長 星野参事。

○星野隆彦総合政策部参事 十分そういうことも考慮に入れさせていただきたいと思えます。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありません

か。

滝川委員。

○滝川健司委員 第2条の市民まちづくり集会に関するのとありますけれども、具体的に関することの何をどう担当しますか。

○中西宏彰委員長 星野参事。

○星野隆彦総合政策部参事 まちづくり集会につきましては、実行委員会において行っていただく考えを持っておりますけれども、例えばテーマを決めるに当たって、アドバイスをしたり、またまちづくり集会をした後の検証、まとめ等の報告を受けまして、その報告を再度検討して、次回のまちづくりへの持っていく方とかいうようなことを検証するというようなことを考えております。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 ということは、まちづくり集会は実行委員会組織でやって、市民自治会議はそれを全体をチェックするとか、検証するということは、この市民自治会議の委員もまちづくり集会に参加するんですね、当然、現場にいなければチェックできませんので。そういった市民会議に参加しても、この場合は日当は出るんですか。

○中西宏彰委員長 星野参事。

○星野隆彦総合政策部参事 今のところ、出さないことでおります。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 出さないんですね。

それでは、自治会議のメンバーが市民まちづくり集会に参加した場合は、日額の費用弁償の対象とならない活動ですね。間違いないですね。

それでは、公募による市民は、今の想定ですと10人以内のうちの7名、ということは7名の応募なら無条件なのか、7名以上なら、どういう基準で選ぶのか。例えば、5名しか応募してこなかった場合は、全員分、無条件で採用されるのか。その辺は、誰が判断して、どういう基準で判断されますか。

○中西宏彰委員長 星野参事。

○星野隆彦総合政策部参事 公募による市民の選び方でございますけれども、今ちょっと考えておりますのは、広報やホームページ等から応募をしていただくものと、また無作為で100名程度に郵送をさせていただきまして、その中から出席をしていただく方を募集するというようなことも今考えております。そういうことから考えて、7名以上の応募があるのではないかと考えております。

その中から、どのような選定をということなんですけれども、募集応募用紙の中に、ある程度、参加した理由等を書いていただきまして、そういうものから選んでいこうかと考えております。ですので、7名以下の場合につきしても、一応、制定理由等を、応募理由等を考えながら選定していこうと考えております。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 7名以上でも7名以下でも応募要項によって理由等で、誰が判断するんですか。今、考えている、考えているという、ちょっと曖昧な答弁ですけれども、それはあなたの考えなのか、組織全体の考えなのか、ちゃんと明文化されておるのか、星野参事の考えですか。

○中西宏彰委員長 星野参事。

○星野隆彦総合政策部参事 今の私の考えです。

○中西宏彰委員長 山崎総合政策部長。

○山崎敏勝総合政策部長 応募があった場合のどういう選定かということでございますが、まず基本的には公募をかけるときに、要項等を示して募集をかける。もし、多かったとき、多かったというか、選考する場合には、こういう形で選考しますということは示していきますので、具体的にその中で応募された方が納得される形を考えていく、示していくということが必要だと考えております。したがって、そうした募集をかけていくというこ

とでございます。

選考する場合に誰が判断するかということでございますが、これはまず第一次的には所管課で検討をいたしますが、最終的には決済を受けて、組織として決定するというところでございます。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 その辺をちょっと明確にして、一応、基準は明文化しておいていただくと、担当者は当然かわっていきますので、組織としてちゃんと、誰もが共通認識の立てるようにしていただきたいということでお願いします。

それからもう一点、委員の任期は2年、再任を妨げないとありますけれども、再任ということで最大4年と解釈してよろしいのか、そこはどのような判断ですか。

○中西宏彰委員長 星野参事。

○星野隆彦総合政策部参事 新城市附属機関の設置及び運営に関する要綱の運用についてということで、新城市の附属機関等の設置についてのものが示されているんですけれども、その中で附属機関の委員の選任ということで、委員を再任する場合は、その在任期間が引き続き10年を超えないことという記述がございますので、この要綱に従ってまいりたいと思っております。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 要綱でいくと10年が最大ということですが、10年というのも、やっぱり特定の人にそれだけの期間ついてもらうというのは余りふさわしくないんですが、その辺はやっぱり明確に再任を妨げないで最大4年ぐらい、地域協議会も確か2年の再任で4年です。それと同じような形でいかれたほうがいいかと思えますし、その附属機関に関する要綱の中には、男女比率等の基準もございまして、男女比率等についてもここで明文化はできないでしょうけれども、委員の選定に当たっては十分配慮していただく、あ

るいは年齢層、男女比率、そういったことも全て配慮していただくように、考えておるではなだめなので、やっぱりわかるようにしておいてください。

○中西宏彰委員長 星野参事。

○星野隆彦総合政策部参事 男女比率や任期の件につきましては、また要綱でうたってまいりたいと思っております。

○中西宏彰委員長 山崎部長。

○山崎敏勝総合政策部長 申しわけございません。比率というもので入れるということについては、なかなかちょっと難しいと思っておりますが、できるだけ広範な人を入れていくということで、女性の登用ということについても配慮していくということで考えていきたいと思っております。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 比率まで入れる必要はないですけど、附属機関の要綱の中に数字が確か入ってますよね、何%。それを遵守するというスタイルで結構だと思います。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

丸山委員。

○丸山隆弘委員 今の滝川委員さんからの話がありました、費用弁償のことですけども、予算ちょっと、予算に絡むのでいけないですけども、予算は見ると、これは5回分の予算で37万5,000円、報酬がとってあるんですけども、先ほどの説明によりますと、総会そのものについては支給しないと、現在のところというような話をちょこっと付け加えられたんですけども、その辺のところはちょっと明確にされておるのか、現段階でそういう判断でやっておるのか、もう一回、ちょっと確認したいと思うんですけども。

○中西宏彰委員長 星野参事。

○星野隆彦総合政策部参事 まちづくり集会の参加につきましては、報償費は支払わないということでございます。

○中西宏彰委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 今度、逆にちょっと考えると、市民会議そのものの中身は、まちづくり集会に関するということも第2条のところはうたってありまして、この辺のところの討議もしっかりやっていただくような中身になっておりますし、まちづくり集会を開催するに当たっての、やっぱり会そのものをまとめながら、また引っ張っていきながらというように、いろんな出来事が起こる可能性があります、その主たるメンバーの人たちが10名の中では、そういう仮定もされるわけでしょう。集会そのものの運営の仕方ですけども、実際に携わるわけですね、そういう方たち。

○中西宏彰委員長 星野参事。

○星野隆彦総合政策部参事 実質的には、実行委員会がまちづくり集会を開催していくという形になるんですけども、それに対してアドバイス等という形でこの市民自治会議がかかわっていくという形になってこようかと思えます。

○中西宏彰委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 その辺が整備されておれば結構であります。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

滝川委員。

○滝川健司委員 ちょっと再確認ですけど、先ほどのまちづくり集会は実行委員会方式で、実行委員会には報酬はないですよ。

○中西宏彰委員長 星野参事。

○星野隆彦総合政策部参事 はい、考えておりません。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 それからもう一点、この第4条による市民の報酬は辞退が可能ですよね、本人の申し出によって辞退することも可能ですね。

○中西宏彰委員長 星野参事。

○星野隆彦総合政策部参事 この要綱により

まして、辞退できることとなっております。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 それは、委員に説明するわけですね。

○中西宏彰委員長 星野参事。

○星野隆彦総合政策部参事 はい、説明はいたします。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第2号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第3号議案 新城市営バスの設置及び管理に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

鈴木副委員長。

○鈴木達雄副委員長 乗り継ぎがなく、1路線とみなすということで、便利になると思います。いいことだと思いますけれども、布里田峰線、塩瀬線の乗り継ぎは1路線とみなすに至った検討過程というか、過程をちょっと伺いたいと思います。

それから、その検討の過程の中で、他の路線も検討に含めて考えたのかどうか。そのあたりも含めて説明をお願いします。

○中西宏彰委員長 原田鳳来総合支所長。

○原田哲夫鳳来総合支所長兼地域振興課長

布里田峰線と塩瀬線の関係なんですけど、この路線については、比較的近くを通っている路線で、一つのバス路線では完結しない路線、乗り継ぎを前提とした路線です。布里田峰線については、田峰から豊鉄バスに乗りかえる。それから、塩瀬線については、大海ないし追分の辺で、北部線ないしJRに乗りかえるという線となっております。

それで、先ほど言いました乗り継ぎに関しては、そういった経路を通って市民病院等に行くんですが、時間帯によっては布里田峰線、それから塩瀬を乗り継いで、さらに北部線に乗り継いだほうが早く行けるし、便利だというような意見が布里田峰線を守り育てる会等から出ておりました。また、老人クラブ等からも、その辺の配慮をお願いしたいという要望が出ておまして、市で検討した結果、この路線については、乗り継いだ場合でも1路線とみなすということで、地元の要望に応えた格好になっております。

○中西宏彰委員長 鈴木副委員長。

○鈴木達雄副委員長 乗り継ぎを前提としたということは、主目的地があって、そこに行くまでにはどうしても乗り継ぎがなくては行けないという意味かなと思うんですが、全市の話なんですけれども、当然、大きな高齢者を主としたような話になりますと、市民病院に行くとかいった話が出てくるわけで、その中には1回、2回の乗り継ぎはどうしても出てきてしまうというような地区がたくさんあるわけなんですけれども、その経費の問題はひとまず置いておいて、そういった今言った乗り継ぎを前提としたというか、主目的地までの利便性向上という面で、今回はこの2路線の話なんですけど、そういったような市全体としての乗り継ぎの利便性向上的な話というのは、検討の中で話されなかったのですかね、これは。ちょっと拡大質疑ですけど。

○中西宏彰委員長 原田支所長。

○原田哲夫鳳来総合支所長兼地域振興課長

バスにつきましては、布里田峰線、それから塩瀬線に限らず、秋葉七滝線とか、作手にもバス路線がありますので、それぞれ守り育てる会等でいろんな意見を出していただいております。なるべく市民の方の利便性を図りたいということが最優先なんです、何しろ市費を投入している関係で、バス路線の運行の回数が、時間帯というか、時刻が余りたくさんございません。その関係で、その辺の時刻、それから運行回数等を考慮しながら、できるところからやっていきたいと考えておりますので、今後も拡大させていただく可能性はありますけれども、それはほかのJRを含めた公共交通機関を含めた時刻との調整が必要になってくるかと思えます。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第3号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第4号議案 新城市男女共同参画審議会条例及び新城市めざせ明日のまちづくり事業補助金審査委員会条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第4号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第5号議案 新城市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第5号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第6号議案 新城市職員の給与に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

滝川委員。

○滝川健司委員 この条例の改正は、新城版自治人事制度検討委員会の答申を踏まえての

職員地位の推進何とか委員会で協議された結果、こういう改正案が出てきたと思うんですけども、その自治人事制度検討委員会の報告を踏まえて、今日の条例改正に至るまでのちょっと議論の経過を報告してください。

○中西宏彰委員長 建部人事課長。

○建部圭一人事課長 今ご質問のございました人事給与制度改革推進本部、人事給与制度の答申を受けまして、昨年の5月に庁内組織として、副市長をトップとして各部長職で構成する組織でございます。人事給与制度改革推進本部ということで、その本部会議の下に作業部会を設けまして、関係する課の課長・係長クラスの職員で検討を重ねてまいりました。

いろいろ人事給与制度の改革に向けては、たくさん項目がございますので、いろんな関連があつて、それらの関連を全て調整をしながらということになりますと、なかなか目に見える形で一步を進めることが難しいということもございまして、まず、できることから始めていこうという考えのもとに活動をしてまいりました。これまでに本部会議は4回、作業部会議を計8回やってまいりました。

まず、第1弾として、今回上程をさせていただきますように、給料表の最高号給の見直し、それから諸手当の見直しのうちの住居手当の見直し、それからこれは次の条例にもなりますけれども、特殊勤務手当の見直しという、この三つについて、まずは見直しを図ったというものでございます。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 議論の結果はそんなことなんですけれども、そういう経過ではなくて、例えば、住居手当はどういう形で今回の改正になったのか、その辺の具体的な議論の経過、要するに2万7,000円が見直されたわけなんですけれども、その辺の考え方をお願いします。

○中西宏彰委員長 建部課長。

○建部圭一人事課長 住居手当の見直しにつ

きましては、今までの新城市の住居手当は、国家公務員の住居手当の算定基準と全く同一でございました。国は、国家公務員の公務員宿舍の平均使用料というのが1万2,000円となっておるんですが、それを越えた部分について一部補填をするという制度で、新城市も同じようにやってまいりましたが、じゃあ、新城市が国家公務員の宿舍に入れるわけではございませんので、それは新城市の職員にとってふさわしい基準をやはり設ける必要があるという考え方のもとに、新たに算定基準を設けたのが市営住宅に入居されている方の家賃の平均額、これが2万7,000円でございますので、そこまでは当然、市営住宅に入ってみえる方は家賃を負担してみえるわけですので、それを上回る分について、その半額を補填しようと、ただし、上限はあくまで今までどおり、2万7,000円まで上限として手当を支給するという考え方でございます。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 資料で、一応、現行と改正案というのはいただいたんですが、もとの家賃がちょっと書いてないもので判断できなかったんですけど、上限が2万7,000円、改正前の現行2万7,000円の支給対象の家賃は、最低家賃というか、2万7,000円支給される現行の家賃は今幾らですか。

○中西宏彰委員長 建部課長。

○建部圭一人事課長 月額5万5,000円以上の家賃になりますと、最高限度の2万7,000円になります。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 5万5,000円だと2万7,000円で、それが改正案だと幾らの手当てになりますか。

○中西宏彰委員長 建部課長。

○建部圭一人事課長 5万5,000円の家賃の場合ですと、現行は2万7,000円、改正後でいきますと1万4,000円ということで、1万3,000円の減額となります。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 このいただいた資料には、市内居住者、市外居住者の区別がありませんが、住居手当は持ち家は当然対象外でしょうが、持ち家は市内、市外当然ありますけれども、これはアパート、借家を対象としておると思うんですが、市内居住者、市外居住者の区別を教えてください。

○中西宏彰委員長 建部課長。

○建部圭一人事課長 昨年の10月現在のものですけれども、市内居住者で住居手当を支給しておる職員が70人おります。それから、市外が53人でございます。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 この市外居住者の中に、市内に家がありながら、市外のアパートに住んでいる方はみえますか。

○中西宏彰委員長 建部課長。

○建部圭一人事課長 一人一人、詳細には把握しておりませんが、そういう職員がおることも事実でございます。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 なかなか人権に関することですので言えませんが、それぞれ家庭の事情とか、いろんな個人の考え方があるかもしれないけれども、なるべく市内に住んで、市民の税金から住居手当をもらって、市民税は市外に払うというのは、なかなかちょっと住民感情としては理解しがたい部分がございますので、市内にもアパート、借家がありますので、ぜひそういう方には市内に居住し、市内に市民税を払っていただくスタンスを、これはなかなか強制はできませんけれど、そういう指導は、指導もできないのか。指導もできないし、いかがでしょう、見解を。

○中西宏彰委員長 建部課長。

○建部圭一人事課長 自治人事制度検討委員会の答申でもございましたように、やはり今、委員さんがおっしゃるように、市内に住んでいる人を何とか優遇したほうがいいんじゃない

いかという議論が、確かにこの人事給与制度改革推進本部の中でもございました。ですので、例えば税金を落としてくれるということもありますけれども、あと、有事の際にすぐ駆け付けられる位置に職員が住むほうが適切なので、そういった意味からも、例えば市内限定にこういう手当をすることができないかということもいろいろ検討してまいりました。北海道の夕張市なんかは、そういうことを実はやっておるんですけれども、今回、この見直しに際して、県の市町村課にも見解を確認したんですけれども、市内限定の手当てにすることについては違法ではないという合理的な説明がつかないと、わかりやすく申し上げますと、裁判を起こされると負けますよというような見解だったものですから、市内限定ということについてはかなり検討はさせていただきました。ただ、今回はそこまでは至らなかったということでございます。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 なかなか難しいかと思えますけれども、それではちょっと違う聞き方をしますけれども、民間企業等の住宅手当の新城市内、あるいは近隣の支給状況は調査されましたでしょうか。

○中西宏彰委員長 建部課長。

○建部圭一人事課長 民間企業というか、公務員の自治体の比較はしておりますけれども、民間との比較は、新城市の場合は人事院勧告に基づいて今まではやってまいりましたので、そういった状況の把握はしておりますが、それ以外はしてございません。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 民間感覚というか、市民感覚からすると、やっぱり民間の基準をある程度調べて、考慮すべきだと思うんですけれども、それはなさらなかったということですが、やっぱりそこもちゃんと調べるべきは調べる。それをどうか倣わないかは別にして、人事院勧告とか、国の基準、あるいは新

城市独自の基準に基づくことは結構ですがけれども、やっぱりそういうことも把握しておくべきだと思います。

それから、近隣の市町の状況は調べられたということですが、その辺と新城市の比較について報告をお願いします。

○中西宏彰委員長 建部課長。

○建部圭一人事課長 近隣の市町につきましては、国の基準でやっているところが多いです。ただ、県内でいきますと、特に尾張部の市町は、まだ持ち家に対する住居手当が出ておるとい状況がございます。

○中西宏彰委員長 菊地委員。

○菊地勝昭委員 ここで聞くほどのことではないかもしれませんが、先ほど市外居住が53名と言われましたけれど、新城市からまた周辺の市へというか、そういうところに勤めている人はどのぐらいに、住居を置いていつている人というのはよくわかりませんか。それがあんまり一方的では問題だと思うんですが、いってこいになるのかなと、そこら辺を思ってちょっと聞いただけです。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 新城から豊川市役所、豊橋市役所へ行っている人もいるので、そこまでは・・・。

○中西宏彰委員長 建部課長。

○建部圭一人事課長 済みません。そこまでは把握してございません。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

滝川委員。

○滝川健司委員 それから、給料表でちょっと確認を、4級、6級は該当者がいないから削除をするという、5級は該当者がおるからまた承認した時点で見直すということで、5級の該当者というのは何名おりますか。

○中西宏彰委員長 建部課長。

○建部圭一人事課長 14名でございます。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありません

か。

[発言する者なし]

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第6号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第7号議案 新城市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

滝川委員。

○滝川健司委員 条例改正による見直しによる削減効果はどの程度でしょう。

○中西宏彰委員長 建部課長。

○建部圭一人事課長 平成23年度の決算額ベースで申し上げますと、1,100万円弱でございます。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 いろんな特殊勤務手当ということでもありますけれども、また民間の話をして申しわけないですけど、民間感覚というか、民間企業といったところとの比較調査というのはされてますでしょうか。

○中西宏彰委員長 建部課長。

○建部圭一人事課長 民間と公務員の仕事の質、内容は、なかなか比較対象にしにくいものですので、民間の調査はしてございません。ただ、本来業務については、当然基本給、給料で措置すべきものですので、それ以外の特殊な勤務、困難な業務であったり、不快であ

ったり、不健康であったりということに特殊勤務手当という手当がついておったんですが、どうも過去の経緯からしますと、だんだんと増えてきたような状況がございましたので、原点に立ち返って、もう一度見直し、ゼロベースで見直しをかけて検討してきた結果がこうなったということでご理解をいただきたいと思えます。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 民間の業務と公務員の業務の違いがありますし、民間がやらないことを公務員がやっているという部分があることは当然ですし、それがわかっている公務員になっておられる方も当然みえると思いますが、それに対して特殊勤務だから手当を出すという感覚が、ちょっと私はいかがなものかと思うんですけれども、公務員の業務の範囲内という解釈をどこまで広げるかは、また今後の課題になるかと思うんですけれども、それを検討した結果が今回だと思うんですが、さらなる検討の余地があるのか、その辺はいかがでしょう。

○中西宏彰委員長 建部課長。

○建部圭一人事課長 委員さんがおっしゃるとおりに、これで見直しが終了ということは考えておりません。時代とともにやはり内容も変わってまいりますので、今後も検討していきたいと思っております。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第7号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議

ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第8号議案 新城市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第8号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第64号議案 市有財産の無償譲渡から第72号議案 市有財産の無償譲渡までの9議案を一括議題とします。

これより本9議案を一括して質疑に入ります。

質疑はありませんか。

滝川委員。

○滝川健司委員 建物、土地はどういう扱いになっていますか。平井だけ土地建物となっておりますけれども、ほかは土地はもともと地元の土地ということでしょうか。

○中西宏彰委員長 竹下財政課長。

○竹下喜英財政課長 土地につきましては、個人の方ですとか、お寺さんですとか、そうした方々、市の所有以外の方の土地に建って

いるという状況でございます。

川田は新城市の土地でございますが、川田原と、それから平井は市有地でございますが、川田原は地縁団体ではございませんので、市がそのまま所有するという形になって、無償貸し付けという形になる予定でございます。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 個人の所有のところとお寺という、将来的にもめごとにならない、相続とかいろんなことで、よそでも確かちょっとそんな事例が、個人の所有のところの場合、相続でちょっともめる可能性のあったようなところがあったと思うものですから、その辺の指導とか、アドバイス、将来的なことも含めて、そういったことに対してちゃんとフォローされていますか。

○中西宏彰委員長 竹下課長。

○竹下喜英財政課長 土地の問題につきましては、現区長さんに大丈夫でしょうかというように、今の段階では確認をさせていただいております、その回答は大丈夫だということで、建物の譲渡をさせていただきたいと思っております。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 今は大丈夫ですと言うけれど、代がかわっていくともめる可能性がありますので、その辺、やっぱりきちんと整理されて、契約書がちゃんとしているかとかも確認したほうがいいかと思います。

○中西宏彰委員長 竹下課長。

○竹下喜英財政課長 私有地で借りているところは、土地をお借りして現金を支払っているという実態がございますので、そういった契約書があるということ、お願いします。

○中西宏彰委員長 菊地委員。

○菊地勝昭委員 この市有財産の無償譲渡というのは、集会施設とか、公民館とかいうものをずっと今までも、毎回、議会ごとによっておるんですが、これは公共施設のあり方検討委員会の検討の結果で、こういうことで進

んで来ていると思うんですが、全体の数はどのぐらいで、今どのぐらいまで進んで来たというところでしょうか。

○中西宏彰委員長 竹下課長。

○竹下喜英財政課長 対象施設は129施設ございまして、今回、以前までで33件譲渡が完了しております。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより本9議案を一括して討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第64号議案から第72号議案までの9議案を一括して採決します。

本9議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。

よって、第64号議案から第72号議案までの9議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第77号議案 新市まちづくり計画の変更を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

鈴木副委員長。

○鈴木達雄副委員長 一つは、財政計画の表なんですけれど、これはただの意見ですけれども、実績と見込みと推計という区別を総合計画の基本計画の財政推計には書いてあったんですけれど、中期計画には、同じような表記があると理解しやすいと思いました。

それで、質疑なんですけど、後期計画が24年度以降ということなんですけれども、半ば想

像が付くような部分もあるんですが、25年度ではなくて、何で24年度以降かという、その辺のちょっと整理した説明をお願いします。

○中西宏彰委員長 西尾企画課長。

○西尾泰昭企画課長 今回のまちづくり計画の変更につきましては、先の東日本大震災等にかかわります法律の改正に基づきまして、合併をいたしました自治体に認められます有利な財政措置というものにつきまして、最大限に活用できるという目的で上程させていただいておるものでございます。

今回、この変更を行うに当たりまして、前期と後期という分けをいたしましたものにつきましては、今までの財政計画等におきまして、23年度までをその実績値、また今後の24年度以降につきましての財政計画につきましては、今後の見通し値というような形で分けをさせていただいたところで、前期、後期という区分をした次第でございます。

○中西宏彰委員長 鈴木副委員長。

○鈴木達雄副委員長 24年度というのは、今言ったような実績と見込みの分けということなんですけれど、特に事業をするというところで、24年度も後期に含めるといった意味合いは特にはない。

○中西宏彰委員長 西尾課長。

○西尾泰昭企画課長 特に、今回はそうした考え方で前期、後期を分けたものではございません。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

菊地委員。

○菊地勝昭委員 これで歳出ですか、財政計画の変更前、変更後を見てもと、25年、26年、27年と変更前のに比べると、かなり金額が大きくなっておると思うんですが、それによってどのような事業が進んでいくと予定されておるんですか。

○中西宏彰委員長 竹下課長。

○竹下喜英財政課長 平成26年、27年、28年

の想定しております主な事業についてご説明させていただきます。

まず、新庁舎の建設事業、それから作手総合施設整備事業、それから児童福祉施設整備ということで新城地区のこども園、それから金額は少ないですけども有海の埋め立て処分場の整備、クリーンセンターの整備、28年度から中心市街地の活性化対策推進事業ということで一応予定をしております。道の駅整備事業、市営住宅の芳ヶ入住宅、作手小学校の建設、以上でございます。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

滝川委員。

○滝川健司委員 今回、条例案変更ということで議案として出てきましたけれども、昨年の合併特例債の期限延長以降は、ちょっと県との協議とかを含めた、それまでの経過をちょっと、今日までの報告をしてください。

○中西宏彰委員長 西尾課長。

○西尾泰昭企画課長 この計画の変更につきましては、まず県との協議から始めた次第でございます。1月25日に県の合併支援室と協議を開始いたしました。そして、1月31日におきまして、知事からその協議内容に異議がない旨の回答をいただきました。そして、今回、それを受けまして、3月定例会にこの変更案の上程をさせていただいておるところでございます。今後につきましては、ご議決をいただいた場合につきましては、この内容を総務大臣と県知事へ送付するという予定で考えております。

以上です。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 1月31日時点で知事の了解ということですけども、それから議案提出まで、所管の委員会に何の説明もなかったわけですけども、やっぱりもう少し事前に報告してほしかったと思うんですけど、そういうことは考えなかったのか、議案を出せば、

それでよしと思っていたのか、その辺はいかがですか。

○中西宏彰委員長 西尾課長。

○西尾泰昭企画課長 この計画の変更につきましては、先ほど申し上げました昨年6月の法律の改正に伴いまして、その有利な財政措置を最大限使うためにということで、庁内の協議を行いまして、それで、そうしたことを意思決定いたしました後に、議会にもその旨、進めておるといようなことで、議会の説明会のとき等を通じましてお知らせした次第でございましたが、しっかりしたそうした経過につきまして、十分なそうした情報提供をさせていただけなかった面もあろうかと存じますので、今後につきましては、しっかりと議会にもそうした経過につきましてお知らせをしてみたいと考えております。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 よろしく申し上げます。

それから、そもそもこの計画期間の延長は、先ほど説明がありましたように、東日本大震災を受けての被災自治体が10年間で、それ以外が5年間ということですがけれども、5年延長したから全てがいいではなくて、やっぱり基本的には防災面の対策事業が対象のものになるのが本来の筋だと思うんですけど、先ほど説明していた対象事業は防災と言えば防災ですし、老朽化した部分もありますし、そうではない部分もいろいろありますけれども、やっぱり基本的な考え方は、5年間延びたから充当できるものは全部充当するという考え方でおるのか、あくまでやっぱり防災面、安心安全の面を重点という考えで決めたとは私は思うんですけども、その辺の基本的な考え方についてはいかがですか。

○中西宏彰委員長 西尾課長。

○西尾泰昭企画課長 法の趣旨といたしましては、東日本大震災に伴いまして、さまざまな建設事業にかかわります供給等が滞る等によりまして、また被災自治体等において、災

害復興等に伴うそうした事業のおくれ等々、またその他の自治体につきましても、そうした合併特例等の措置で期限を決めて進めておる計画が、そうした被災関係でのおくれ等を危惧されての法の改正であったであらうかと存じます。

本市におきましては、先ほどのさまざまな事業におきまして、この合併特例債以外にも過疎債等、さまざまな起債等の措置がありまして、それを総合的に勘案をしながら、新城市として将来的な財政経営の中で、どのような形で財政措置を行っていくのが一番市民サービスまた将来的な財政計画の中で、有効かつ適正にそれが適応できるかを考慮しながら、総合的に検討してまいりたいと考えております。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 よろしく申し上げます。

それから、資料でいただきました23年度までの合併特例債充当事業と合併特例債充当の基金です。24年度については、現在、状況はどのようなのでしょうか。

それと、確か10億円をさらに積み増ししたら、これは24年度、基金を積み増ししたと思いますし、それから最大枠、新城市における特例債のマックスはどれだけなのか。

○中西宏彰委員長 西尾課長。

○西尾泰昭企画課長 マックスにつきましては、建設事業にかかります対象事業費は180億8,000万円であります。また、起債造成分につきましては、それとはまた別に20億1,000万円あります。

○中西宏彰委員長 竹下理事。

○竹下喜英財政課長 それから、今年度の12月補正で基金の積み立てを予算措置させていただきましたので、基金につきましては今月の終わりぐらいには借り入れをしていきたいと考えておりますが、それ以外の事業についてはまだ確定しておりませんので、ちょっと金額が、手元にもちょっと予算額も持って

いないものですから、お答えができない状況で申しわけございません。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 そうすると、資料で言う34億円がこれまでの充分分で、10億円が既に積み立てた基金で、これから10億円予定しておるということで、事業としては全体で180億8,000万円がマックスで、基金の20億1,000万円は別という総枠でよろしいですね。はい、わかりました。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

菊地委員。

○菊地勝昭委員 合併特例債というのは、合併によって合併協定項目、その中に新市まちづくり計画があるんですが、その中に盛り込んでいる事業を速やかに進むようにということで、その面の財政援助という面が強いと思うんですが、ですので過疎債とか、新城市も市債を出すにはいろいろあると思うんですが、できるだけ今後も協定項目の新しい事業、県との事業ではちょっとこれは当てはまらないと思いますので、新しい事業が少しでも進むようにしていただいて、本当に早く3市一体化というか、一体化と市民みんなが感じるように進めていただきたいなということを思います。

以上です。

○中西宏彰委員長 西尾課長。

○西尾泰昭企画課長 今、委員さんにお話しいただきましたように、この合併特例債につきましては、合併をいたしました自治体の一体化の確立と、また行政サービスの一層の向上ということが目的に与えられております財政措置でございますので、今、委員さんがおっしゃいましたようなことを念頭に置きまして、進めてまいりたいと考えます。ありがとうございました。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第77号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第80号議案 新城市市長及び副市長の給料の特例に関する条例の制定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

滝川委員。

○滝川健司委員 今、10分の1、1カ月ということですがけれども、前回の不祥事の時も同じ、確か10分の1、1カ月、それはいつでしたっけ。

○中西宏彰委員長 建部課長。

○建部圭一人事課長 平成21年9月の不祥事の際に、同じように減給10分の1、1カ月にしております。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 そのときの公金の取扱いについては、いろいろ対策を練られて、再発防止をとられるということで10分の1という処分、21年9月ということは同時進行はしてなかったのか、その辺の確認は。今回の不祥事とその不祥事があって、再発防止策など粛清をやっている間と、今回の不祥事は重複していますか。

○中西宏彰委員長 建部課長。

○建部圭一人事課長 今回の事件につきましては、平成21年9月に起きたものとは全然リ

ンクはしてございません。21年9月の公金横領の不祥事を受けまして、再発防止委員会を庁内で立ち上げ、その後、公金適正化の委員会も立ち上げまして、本年度も公金の適正な管理に向けた現地調査も行いまして、公金の管理体制、適正な事務処理ということを徹底してまいりました。

ただ、今回の事件につきましては、公金の適正な管理の仕組みをつくったわけですが、その仕組みのルールに乗る前に、職員がいわゆる故意によって公金を懐に入れてしまったということで、職員個人のモラルの欠如といった面も非常に要因としては大きかったのかという認識をしております。

ただ、その背景に、やはり組織としての何らかの管理監督のあり方、人事管理のあり方に問題はなかったかどうかということについては、やはり市役所全体の内部統制のあり方という面で今後見直しというか、検討していかなければならないとは思っております。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 職員個人のモラルと言ってしまえばそれまでなんですけれども、やっぱりそこにそういったことが発生するシステム上の問題があったことも私は事実だと思います。システムを直さない限り、また再発がないとも限りません。

それと、再発防止のルールに乗る前というような表現でしたけれど、ルールに乗る、乗らない以前に、再発防止、綱紀肅正等をあのとき誓ったはずでありながら、再度こういった事件が起きたことに対して、前回と同じ給与削減という感覚がちょっと私には十分ではないような気がしますけれども、その辺が、10分の1というのが市長、副市長個人の申し出なのか、何かそういった取り決め、基準があるのか、その辺はいかがですか。

○中西宏彰委員長 建部課長。

○建部圭一人事課長 給料の減額については、特に定め等はございませんが、今回の事件を

受けまして、市長、副市長も非常に行政として責任を痛感しているということで、職員ともども、市民の皆様の信頼を回復するために全力でこれから取り組んでいこうという中で、市長、副市長さんがみずから見える形での責任の取り方として今回の減額条例を提案させていただいたということで、程度につきましては、今回の不祥事が発生した原因ですとか、管理監督責任を含めた職員の処分内容、それから先ほど申し上げました過去の不祥事における減額の例等を総合的に勘案して、最終的には市長、副市長がみずから判断したものということでご理解をいただきたいと思っております。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 そこまで言うんだったら、もうそんな10分の1なんていうめめちいことを言っていないで、1カ月給料なしで働くぐらいのことを言うべきだと思いますが、その辺の感覚が市民感覚とずれているのかもしれませんが、10分の1でその意思が伝わるのかどうかわかりませんが、私は不十分だと思います。初めてのことであれば、そういうこともいけますけれども、副市長は21年9月のときは今の副市長でしたっけ。違う。21年9月というのは、今の市長はそのままずっとおるわけですので、その辺のやっぱり責任の取り方が、今の副市長と現在もそのときも市長だった人と同じ10分の1というのは、私はふさわしくないと思います。いかがでしょう。

○中西宏彰委員長 村田企画部長。

○村田 治企画部長 まず、この減額措置が多いか、少ないかという問題でございますが、今回このような形で、市長、副市長が見える形で減額をするということに対しまして、私たち職員がそれに対して重く受けとめ、今後の再発防止に取り組む、そういう決意を新たにすることも重要だと考えております。したがって、それぞれの考えがあるかと思っておりますが、市長、副市長が減額という見える形

で今回条例を提出させていただいたことに対して、我々職員がしっかりと受けとめて、今後の再発防止に取り組んでいくことにしたいと思っております。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 金額の問題ではないと言えそうですが、10分の1で、それだけ皆さんが重たく受けとめていただけるならいいと思いますけれど。

市長さんに関しては、既に条例で10%下げたおいて、そのさらに10%ということだと思わすけれど、数字的には74万8,000円ですよろしいですか。

○中西宏彰委員長 建部課長。

○建部圭一人事課長 75万円になります。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 副市長さんは69万7,000円ですか。

○中西宏彰委員長 建部課長。

○建部圭一人事課長 減額をするほうは端数を切り捨てるものですから、副市長は69万8,000円になります。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第80号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で本委員会に付託されました案件の審

査は全て終了しました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 異議なしと認め、そのように決定しました。

これをもちまして、総務消防委員会を閉会します。

閉 会 午前10時15分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

総務消防委員会委員長 中西宏彰